

岩出市女性人材リスト登録事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩出市女性人材リスト登録事業（以下「登録事業」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録事業)

第2条 登録事業は、女性の人材の情報を蓄積し、かつ、その情報を活用する制度を創設することにより、本市の審議会等の委員、研修会の講師等に積極的に女性を登用し、もって男女共同参画社会の促進に寄与するための事業とする。

(実施主体)

第3条 登録事業の実施主体は、岩出市とする。

(名称)

第4条 第2条の制度は、岩出市女性人材リスト（以下「人材リスト」という。）と称する。

(登録対象者)

第5条 人材リストの登録対象者は、20歳以上の女性で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所のある者、市内の事務所又は事業所に勤務する者

(2) 仕事、研究、芸術、スポーツ等のあらゆる分野で専門的な知識もしくは活動実績のある者または有識者もしくは有資格者

(3) 市政に関心があり、地域の発展に熱意を持って貢献できる者

(登録の方法)

第6条 人材リストへの登録を申請しようとする者は、岩出市女性人材リスト登録票（別記様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の場合においては、自薦及び他薦を問わないものとする。ただし、他薦の場合は本人の承諾を得なければならない。

(登録の期間等)

第7条 人材リストの登録の期間は、登録した日から登録者の抹消の申出があった日までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、登録が不相当と認めるときは、これを抹消することができる。

(人材リストの活用)

第8条 市長は、次に掲げるときに人材リストを活用するものとする。

(1) 各種審議会、委員会等の委員の人選をするとき。

(2) 研修会、講演会等の講師等の人選をするとき。

(3) 市の諸行事推進のため女性人材を必要とするとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第9条 市長は、登録事業における目的以外のために個人情報を利用し、または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 公益上の必要その他相当の理由があると市長が認めるとき。

(適正管理)

第10条 市長は、人材リストに登録した個人情報については、個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項については個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 登録事業における個人情報は、正確かつ最新の状態に保つよう努めること。

(2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損を防止すること。

(3) 保有する必要のなくなった個人情報は速やかに廃棄し、又は消去すること。

(自己情報の訂正)

第11条 市長は、人材リスト掲載の本人から、提供を受けている情

報について訂正の申し出があった場合には、本人であることを確認の上、これに応ずるものとする。この場合において、訂正しようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、また提示しなければならない。

(苦情の処理)

第12条 市長は、その保有する個人情報の取り扱いに関する苦情があったときには、適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。